

建設業者の皆さんへ

平成23年度 公共工事の入札契約制度の改正について

平成23年4月より次のとおり改正します。

1. 格付基準点数及び主観的要素（主観点数）の改正について

(1) 格付基準点数は現行どおりとします。

(格付基準点数)

工事種別 等級	改正			現行		
	A	B	C	A	B	C
土木一式工事	現行どおり			800以上	600以上～ 800未満	600未満
建築一式工事				750以上	750未満	—
水道施設工事				650以上	650未満	—
電気工事				750以上	750未満	—
舗装工事				650以上	650未満	—
その他の工事				650以上	650未満	—

(2) 主観的要素（主観点数）について、算定方式を下記のとおり改正します。

(主観点数の算定)

要素	改正	現行
(1) 町発注工事の成績	現行どおり	町発注工事の成績については、工事成績評定点から70点を減点して得た点数の倍数。
(2) 工事の安全成績	現行どおり	工事の安全成績については、労働災害事故を起こした場合にマイナス10～20点に件数を乗じて得た点数を付与する。
(3) 町発注工事の工期遵守状況	現行どおり	町発注工事の工期の遵守状況については、正当な理由がなく遅延した場合にマイナス10～20点に件数を乗じて得た点数を付与する。
(4) ISO認証の取得状況	現行どおり	町内業者(町内に本店を有する業者)で、国際標準化機構が定めた規格 ISO9001 又は 14001 のいずれかの認証を取得している場合は20点を付与する。
(5) 地域活動等への貢献	現行どおり	町内業者(町内に本店を有する業者)で、地域活動等への貢献をしているものには10点を付与する。(緊急時の応急対策・道路里親・愛リバーとちぎ・愛ロードとちぎ事業等)
(6) 建設業労働災害防止協会への加入状況	町内業者(町内に本店を有する業者)で、建設業労働災害防止協会に加入しているものには10点を付与する。	
(7) 個人住民税の特別徴収の実施状況	町内業者(町内に本店を有する業者)で、従業員等の個人住民税の特別徴収を実施しているものには10点を付与する。	

(算定例)

工種：土木工事

年度	工事名	工事成績評定点	(1) 工事成績	(2) 工事安全成績	(3) 工期遵守状況	(4) ISO認証取得	(5) 地域活動等への貢献	(6) 防災防の加入状況	(7) 住民税の特別徴収の実施
H 21	道路改良工事	72点	2点	—	—	ISO9001 及び 14001 取得	「愛りバ ーとちぎ」 事業への 参加	建設業 労働災 害防止 協会に 加入	個人住 民税の 特別徴 収実施
	公共下水道工事	68点	-2点	—	-10 点				
H 22	側溝新設工事	75点	5点	—	—	20点	10点	10点	10点
	管路施設工事	80点	10点	—	—				
計			15点	0点	-10点	20点	10点	10点	10点

(注)・工事成績の算定対象工事は、過去2カ年の受注工事とします。

- ・ISO認証は、9001及び14001の両方を取得している場合であっても、20点とします。
- ・地域活動等への貢献は、複数の事業活動を行っている場合であっても、10点とします。
- ・主観的評点(主観点数)は、各工種毎に算定します。

主観的評点(主観点数)

$$= (15点 \times 2倍) + 0点 + -10点 + 20点 + 10点 + 10点 + 10点 = 70点$$

2. 各等級別の発注基準額及び指名業者数の改正について

(1) 登録業者の格付基準点数の改正に伴い、各等級別の発注基準額を下記のとおり改正します。

(発注基準額)

工種	格付	改正	現行
土木工事	A	1,500万円以上	2,000万円以上
	B	500万円以上 1,500万円未満	500万円以上 2,000万円未満
	C	500万円未満	500万円未満
建築工事	A	現行どおり	2,000万円以上
	B		2,000万円未満
水道施設工事	A	700万円以上	1,000万円以上
	B	700万円未満	1,000万円未満
電気工事	A	現行どおり	1,000万円以上
	B		1,000万円未満
舗装工事	A	現行どおり	700万円以上
	B		700万円未満
その他の工事	A	現行どおり	500万円以上
	B		500万円未満

(2) 登録業者の格付基準点数の改正に伴い、各等級別の指名業者数を下記のとおり改正します。

(各等級別の指名業者数)

(改正)

級別工種	A		B		C
土木工事	1,500万円 ～3,000万円 10		500万円 ～1,500万円 6		500万円 未満 5
建築工事	2,000万円 ～3,000万円 10		1,000万円 ～2,000万円 8	1,000万円 未満 6	
水道施設 工事	2,000万円 ～3,000万円 10	700万円 ～2,000万円 8	700万円未満 6		
電気工事	2,000万円 ～3,000万円 10	1,000万円 ～2,000万円 8	1,000万円未満 6		
舗装工事	2,000万円 ～3,000万円 10	700万円 ～2,000万円 8	700万円未満 6		
その他 の工事	2,000万円 ～3,000万円 10	500万円 ～2,000万円 8	500万円未満 6		

(現行)

級別工種	A		B		C
土木工事	2,000万円 ～3,000万円 10		1,200万円 ～2,000万円 8	500万円 ～1,200万円 6	500万円 未満 5
建築工事	2,000万円 ～3,000万円 10		1,000万円 ～2,000万円 8	1,000万円 未満 6	
水道施設 工事	2,000万円 ～3,000万円 10	1,000万円 ～2,000万円 8	1,000万円未満 6		
電気工事	2,000万円 ～3,000万円 10	1,000万円 ～2,000万円 8	1,000万円未満 6		
舗装工事	2,000万円 ～3,000万円 10	700万円 ～2,000万円 8	700万円未満 6		
その他 の工事	2,000万円 ～3,000万円 10	500万円 ～2,000万円 8	500万円未満 6		

3. 建設工事請負契約書の改正について

(1) 請負契約書が大幅に改正になります。主な改正内容は次の通りです。

- ①現場代理人の常駐義務の緩和
- ②暴力団等に関する発注者の契約解除権の追加

請負契約約款（抜粋）

（現場代理人及び主任技術者等）

第11条 1～2（略）

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

（発注者の解除権）

第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）～（5）（略）

（6）受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。本条及び次条において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(2) 現場代理人の常駐義務緩和について

契約約款の改正にあわせ、第11条に規定する「現場代理人の常駐義務の緩和」については次の通りとします。

1. 緩和措置の内容

（1）工事期間中の措置

次のいずれかの場合に、常駐を要しないこととする。

- ①工事の全部の施工を一時中止している期間
- ②契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間
- ③工場製作のみが行われている期間
- ④工事現場で作業が行われていない期間

（2）他の工事との兼任を認める措置

上三川町が発注する工事で、次の全ての要件を満たす場合に兼任を認めることとする。

- ①兼任は2箇所までとし、いずれも請負額2千5百万円未満であること。
- ②工事発注課が同一であること。

4. 中間前金払に係る事務取扱要領の改正について

中間前金払の対象となる工事（請負金額300万円以上）では、中間前金払を請求した後、部分払を行うことができることとし、契約時に行っていた中間前金払か部分払かの選択を廃止します。

これまでは、請負金額300万円以上の工事では、「中間前金払と部分払の選択に係る届出書」を提出いただき、内容に合った契約書（条項）を選択して契約をしていましたが、

今回の改正では、契約時に行っていた中間前金払か部分払かの選択が廃止になります。

契約書は一種類になり、「中間前金払と部分払の選択に係る届出書」の提出は不要です。

※これにより、中間前金払を請求した後、部分払を行うことができます。ただし、部分払を行った後は、中間前金払は請求できません。

5. 地域建設業経営強化融資制度事務取扱要領の改正について

地域建設業経営強化融資制度の事業期間を平成24年3月31日まで延長します。

6. 上三川町低入札価格調査制度実施要領の改正について

調査事項を省略できる場合が追加されました。

7. 公募型指名競争入札の廃止について

公募型指名競争入札については、廃止します。

適用時期について

改正事項については、平成23年4月1日から適用します。ただし、現場代理人の常駐義務の緩和については平成23年4月1日以降、新規に契約する案件から適用し、発注基準額・指名業者数については、第3回入札（5月13日）に係る指名より適用します。